

# 生活困窮者自立支援法の検討について

## ○生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)附則 (抄)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## ◆経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)(抄)

	集中改革期間			2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
	～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度				
<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p> <p>&lt;④生活困窮者自立支援制度の着実な推進&gt;</p> <p>生活困窮者自立支援制度や求職者支援制度を効率的・効果的に運営する中で、就労・増収等を通じた自立を促進するため、地方自治体等において対象者の状態に合わせて適切に求職者支援制度の利用を促す</p> <p>2017年度の次期生活保護制度の在り方の検討に合わせ、第2のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度の在り方について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>					<p>自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【2018年度までに40万件】</p> <p>自立生活のためのプラン作成件数【2018年度までに年間新規相談件数の50%】</p> <p>自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【2018年度までにプラン作成件数の60%】</p> <p>自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】</p>	<p>就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに75%】</p> <p>継続的支援対象者の1年間でのステップアップ率 (※)【2018年度までに90%】 (※)「自立意欲等」「経済的困窮」「就労」に関する状況が改善している者の割合</p> <p>生活困窮者自立支援制度の利用による就労者及び増収者数増加効果【見える化】</p> <p>任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】</p>	
<p>平成29年5月11日第1回社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)資料【抜粋】</p>							

# 両法に係る検討経過と今後の検討の枠組

	～平成29年4月	平成29年5月～12月	平成30年
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会(平成28年10月～平成29年3月)	<p><b>社会保障審議会</b>  <b>生活困窮者自立支援及び生活保護部会</b></p> <p>※平成30年通常国会への生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法案の提出を含め検討                      (主な検討事項)</p>	改正法案提出
生活保護法	<p>テーマごとの検討                      生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会(平成28年7月～平成29年4月)</p> <p>生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会(平成28年10月～平成29年4月)</p>	<p>生活困窮者自立支援法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立相談支援のあり方</li> <li>○ 就労支援のあり方</li> <li>○ 家計相談支援のあり方</li> <li>○ 子どもの貧困への対応</li> <li>○ 一時生活支援のあり方</li> <li>○ 居住支援のあり方</li> <li>○ 高齢者に対する支援のあり方</li> <li>○ 制度理念、自治体等の役割 等</li> </ul> <p>生活保護法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労支援のあり方</li> <li>○ 子どもの貧困への対応</li> <li>○ 健康管理のあり方、医療扶助の更なる適正化</li> <li>○ 無料低額宿泊所等の規制、単独で自立した生活が困難な者に対する生活支援の検討 等</li> </ul>	
		国と地方の協議(平成29年2月～)	
生活保護基準の改定	基準部会(平成28年5月～)	(28年度は検証方法の検討)	生活保護基準に関する検証 →